

車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。

第137条の2第1項中「、当該自動車の取得者に環境性能割によつて」及び「種別割によつて」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第137条の3第1項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第2項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第138条の2から第138条の10までを削る。

第139条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の次に「（同号に係る部分に限る。）」を加える。

第140条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「種別割」を「自動車税」に改める。

第141条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第142条の見出し並びに同条第1項及び第3項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第143条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「新規登録」を「道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（次条並びに第145条第1項及び第2項において「新規登録」という。）」に、「第177条の10第1項」を「第157条第1項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第144条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に、「第9条の16」を「第9条」に改める。

第145条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「種別割」を「自動車税」に改め、「又は」の次に「同法第13条第1項に規定する」を加え、同項第5号中「第137条の2第3項」を「第137条の2第2項」に改め、同条第2項中「又は」の次に「同法第13条第1項に規定する」を加え、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第 146条の見出し及び同条第 1 項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第 146条の 2 の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第 1 号中「身体障害者等が」を「身体又は精神に障害を有し、歩行が困難な者その他規則で定める障害を有する者（以下この条において「身体障害者等」という。）が」に改め、同条第 2 項中「種別割」を「自動車税」に、「第 138条の10第 2 項各号」を「次」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 減免を受けようとする者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
- (3) 自動車を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (4) その他知事が必要と認める事項

第 146条の 2 第 3 項中「種別割」を「自動車税」に、「身体障害者手帳等」を「身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（同条に規定する身体障害者手帳の交付を受けていない者で戦傷病者特別援護法第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けているものにあつては、当該戦傷病者手帳）又は規則で定める書面」に、「運転免許証等」を「道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証又は同法第95条の 2 第 3 項の規定により特定免許情報が記録された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の免許情報記録個人番号カード」に改め、同条第 4 項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第 147条（見出しを含む。）及び第 149条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

附則第 3 条の前の見出し及び同条を削る。

附則第 3 条の 2 に見出しとして「（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第 1 項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第 1 項に規定する居住年（以下この条及び附則第16条において「居住年」という。）が」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項」を「附則第 5 条の 4 第 1 項」に改め、「合計額」の

次に「（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）」を加え、同条第2項中「附則第3条の2第1項」を「附則第3条第1項」に改め、同条を附則第3条とする。

附則第3条の3中「附則第3条の2第1項」を「附則第3条第1項」に改め、同条を附則第3条の2とする。

附則第3条の4中「附則第3条の2第1項」を「附則第3条第1項」に改め、同条を附則第3条の3とする。

附則第4条中「令和9年度」を「令和12年度」に改める。

附則第5条の6中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第6条の6を次のように改める。

第6条の6 削除

附則第6条の6の2から第6条の6の6までを削る。

附則第6条の7の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「第138条の2第1項第1号に規定する電気自動車」を「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「第138条の2第1項第2号に規定する天然ガス自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項に規定するもの」に、「附則第5条第1項」を「附則第5条第2項」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に、「第138条の2第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第3項及び」を「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の省令附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条第5項に規定するものをいう。第1号及び次条第3項並びに」に改め、「の種別割」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の

燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令附則第5条第6項に規定するものをいう。次号、次項第3号及び第3項第1号において同じ。）に該当するものを除く。同項第2号において同じ。）で平成27年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条、次条第1項及び附則第6条の9第1項において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

- (2) 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第3項第3号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

附則第6条の7第2項各号列記以外の部分中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第2号中「第138条の2第1項第2号アに規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「第138条の2第1項第2号イに規定する平成21年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第2項に規定するもの」に、「附則第5条の2第2項」を「附則第5条の2第3項」に改め、同項第3号中「第138条の2第1項第3号に規定する」を削り、同項第4号から第6号までを削り、同条第3項各号列記以外の部分中「令和4年4月1日から令和7年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割」を「令和8年度分の自動車税」に、「第5欄」を「第4欄」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限り、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第4項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第5項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び附則第6条の10第1項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第6項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので省令附則第5条の2第7項に規定するもの
- (2) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第8項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第9項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省

令附則第5条の2第10項に規定するもの

- (3) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第11項に規定するもの又は道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第12項に規定するものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第13項に規定するもの

附則第6条の8第1項各号列記以外の部分中「法第146条第2項」を「道路運送車両法第2条第5項」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「の種別割」を削る。

附則第6条の9第1項各号列記以外の部分中「法第146条第2項」を「道路運送車両法第2条第5項」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「の種別割」を削る。

附則第6条の10（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

附則第6条の11を削る。

附則第10条の4中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第16条第1項中「及び附則第3条の2」を削り、「附則第3条第1項」を「同条第1項」に改め、「、附則第3条の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と」を削り、同条第2項中「附則第3条の2第1項」を「附則第3条第1項」に、「附則第5条の4の2第1項」を「附則第5条の4第1項」に改める。

附則第17条を次のように改める。

第17条 削除

附則第20条中「附則第3条の2第3項」を「附則第3条第3項」に改める。
 附則別表第1の第5欄を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽油引取税に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下この条及び次条第2項において「施行日」という。）前に富山県税条例第126条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第127条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第126条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第3条 この条例による改正後の富山県税条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

2 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第4条 富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の項を次のように改める。

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）	第146条の2第2項（同条第1項第1号に掲げる自動車に係る自動車税の減免に係る部分に限る。）及び第3項	第3条
------------------------	---	-----

(税務課)

第52条から第55条までを次のように改める。

第52条から第55条まで 削除

第56条中「第138条の7第3項及び」を削る。

第57条から第66条までを次のように改める。

第57条から第66条まで 削除

第76条の見出し及び同条の表以外の部分中「の種別割」を削り、同条の表の(1)の項中「第177条の11第2項」を「第158条第2項」に改め、同表の(3)の項中「自動車税（種別割）減免事由消滅申告書」を「自動車税減免事由消滅申告書」に改め、同表の(4)の項中「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に改める。

第77条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「若しくは」の次に「同法第13条第1項に規定する」を加え、同条第4項中「自動車税（種別割）課税免除事由消滅申告書」を「自動車税課税免除事由消滅申告書」に改める。

第78条の見出し中「の種別割」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（身体障害者等に対する自動車税の減免の範囲等）

第78条の2 条例第146条の2第1項第1号に規定する規則で定める障害を有する者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（身体に障害を有する小学校就学の始期に達するまでの者で身体障害者手帳の交付を受けていないものを含む。）のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの。ただし、当該障害を有する者と生計を一にする者又は当該障害を有する者（この号及び次号から第4号までに定める障害を有する者のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該障害を有する者（この号及び次号から第4号までに定める障害を有する者のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転する場合にあつては、障害の程度が下肢不自由について同表の4級から6級までの各級、体幹不自由について同表の5級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について同表の4級から6級までの各級に該当する者以外の者をいう。

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から5級までの各級
聴覚障害	2級及び3級
平衡機能障害	3級及び5級
音声言語機能障害	3級
上肢不自由	1級及び2級
下肢不自由	1級から6級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能障害	1級及び2級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害	1級から6級までの各級
心臓機能障害	1級及び3級
じん臓機能障害	1級及び3級
呼吸器機能障害	1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
小腸の機能障害	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
肝臓機能障害	1級から3級までの各級

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168号）の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める障害の程度に該当する障害を有するもの。ただし、当該障害を有する者と生計を一にする者又は当該障害を有する者（前号、この号、次号及び第4号に定める障害を有する者のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該障害を有する者（前号、この号、次号及び第4号に定める障害を有する者のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転する場合にあつては、障害の程度が下肢不自由について同法別表第1号表ノ2の第4項症から第6項症までの各項症及び同法別表第1号表ノ3の第1款症から第3款症までの各款症、体幹不自由について同法別表第1号表ノ2の第5項症、第6項症及び同法別表第1号表ノ3の第1款症から第3款症までの各款症に該当する者以外の者をいう。

障害の区分	障害の程度
視覚障害	特別項症から第5項症までの各項症

聴覚障害	特別項症から第5項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第5項症までの各項症
音声言語機能障害	特別項症から第2項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

(3) 富山県療育手帳交付要綱（昭和49年富山県告示第165号）第2条に規定する手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者のうち障害の程度が、重度と判定されたもの及び小学校就学の始期に達するまでの者で精神の発達が遅滞しているため、日常生活において介護を必要とするもの

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

2 条例第146条の2第3項に規定する規則で定める書面は、次に掲げるものとする。

(1) 前項第1号に規定する身体に障害を有する小学校就学の始期に達するまでの者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、障害者相談センターの長が発行する証明書

(2) 前項第3号に規定する者にあつては、療育手帳

(3) 前項第4号に規定する者にあつては、精神障害者保健福祉手帳

第79条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「の種別割」を削り、同条第1号ア中「第177条の11第1項」を「第158条第1項」に、「第177条の10第2項」を「第157条第2項」に改め、同号ア(ア)中「種別割額」を「税額」に改め、同号ア(イ)

中「第 177条の10第 2 項」を「第 157条第 2 項」に改め、同号イ中「第 177条の11第 3 項」を「第 158条第 3 項」に、「第 177条の10第 2 項」を「第 157条第 2 項」に改め、同号イ(ア)中「種別割額」を「税額」に改め、同号イ(イ)中「第 177条の10第 2 項」を「第 157条第 2 項」に改め、同条第 2 号中「種別割額」を「税額」に改める。

附則第 5 項各号列記以外の部分中「条例第 137条の 3 第 3 項」を「道路運送車両法第 7 条第 1 項」に、「法第 146条第 2 項」を「道路運送車両法第 2 条第 5 項」に改め、「の種別割」を削り、同項第 1 号ア中「第 177条の11第 1 項」を「第 158条第 1 項」に、「第 177条の10第 2 項」を「第 157条第 2 項」に改め、同号ア(ア)中「種別割額」を「税額」に改め、同号ア(イ)中「第 177条の10第 2 項」を「第 157条第 2 項」に改め、同号イ中「第 177条の11第 3 項」を「第 158条第 3 項」に、「第 177条の10第 2 項」を「第 157条第 2 項」に改め、同号イ(ア)中「種別割額」を「税額」に改め、同号イ(イ)中「第 177条の10第 2 項」を「第 157条第 2 項」に改め、同項第 2 号中「種別割額」を「税額」に改める。

附則第 6 項を削る。

第12号様式(3)を次のように改める。

第12号様式(3) (第5条関係)

(表)

領収済通知書 公 el										
加入者名	富山県総合県税事務所			口座記号番号				金額	円	
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分				
納期限		年度		OCR-ID						
延滞金額	□,□□□,□□□円		課税事務所				領収日付印			
合計金額	□,□□□,□□□円		取りまとめ金融機関							
納付者氏名	取りまとめ店									
CVS 収納用										

納付書 (原符) 公	
加入者名	富山県総合県税事務所
口座記号番号	
納付番号	
確認番号	納付区分
税目	
納期限	
金額	円
延滞金	円
合計金額	円
納税者氏名	様
納付内容	
課税事務所	
領収日付印	

自動車税納税通知書兼領収証書 公					
口座番号			加入者名		
e L 番号			税額	円	
課税年度	年度		延滞金	円	
登録番号			合計額	円	
			納期限	年 月 日	
上記のとおり未納となつておりますので、至急納めてください。			上記のとおり領収しました。		
年 月 日 富山県総合県税事務所長 印			領収日付印		
納付場所 富山県指定金融機関北陸銀行又は 富山県収納代理金融機関			領収日付印		

(裏)

<p>【延滞金について】</p> <p>延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。</p> <p>この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。</p>	<p>【処分に不服がある場合の救済の方法】</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。</p> <p>2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		
--	--	--	--

第46号様式の備考の2中「、自動車税環境性能割」を削り、同様式の備考の3中「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同様式の備考の4を削る。

第47号様式の2(1)中「自動車税（環境性能割・種別割）減免申請書」を「自動車税減免申請書」に、

個人番号 (自動車税種別割の年税額 に対する減免申請の場合のみ 記入してください。)

を

個人番号 (自動車税の年税額に対す る減免申請の場合のみ記入 してください。)
--

に、「第 138条

の10第2項（第 146条の2第2項）」を「第 146条の2第2項」に、

登録年月日	年 月 日	型式	障害者の利用に供するための構造変更の明細
初度登録年月日	年 月 日	車台番号	自動車の取得価格 円
種別	軽四・軽四以外	類別区分番号	うち構造変更に要した金額 円
最大積載量 (トラックの場合のみ記入)		総排気量	構造変更の内容

を

登録年月日	年 月 日
初度登録年月日	年 月 日
総排気量	
最大積載量 (トラックの場合のみ記入)	

に、

自動車税種別割額	円
自動車税環境性能割額	円

を

自動車税額	円
-------	---

に改め、同様式

の備考の2を削り、同様式の備考の1を同様式の備考とする。

第47号様式の2(2)中

自動車税（環境性能割） 減 免 自動車税（種 別 割） 課税免除承認 申請書 減 免	年 月 日		
富山県総合県税事務所長 殿 <div style="float: right; text-align: right;"> 住 所 (所在地) 申 請 者 氏 名 (納税義務者) (名 称) 電話番号 ※個人番号 (法人番号) </div>			
第 138条の10第2項 自動車税環境性能割の減免 富山県税条例第 138条第 項 の規定により、自動車税種別割の課税免除の承認を 第 146条の2第2項 自動車税種別割の減免 次のとおり申請します。			
申請内容	自動車税環 境性能割	減 免	
	自動車税種別 割	課税免除 減 免	

第49号様式の5(2) (第35条、第77条関係)

自動車税 ^{課税免除の承認} 減 ^免 申請不承認通知書		
年 月 日		
申請者 (納税義務者)		
住所 (所在地)		
氏名 (名称) 様		
富山県総合県税事務所長 印		
次のとおり自動車税の ^{課税免除の承認} 減 ^免 申請を承認しないこととしましたから通知します。		
登録番号		
	申請内容	減免申請額
自動車税		
自動車税の減免申請期間	年度	期間
申請不承認事由		
備考	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。</p> <p>2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	

第49号様式の5(3)を削る。

第99号様式から第108号様式までを次のように改める。

第99号様式から第108号様式まで 削除

第110号様式から第113号様式までを次のように改める。

第110号様式から第113号様式まで 削除

第134号様式(1)の(表1)中「自動車税種別割納税通知書」を「自動車税納税通知書」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同様式の(表2)中

「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

第134号様式(2)の(表)中「自動車税(種別割)納税通知書」を「自動車税納税通知書」に改める。

第134号様式(3)の(表)中「自動車税種別割納税通知書兼領収証書」を「自動車税納税通知書兼領収証書」に、「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改める。

第134号様式(4)の(表)中「自動車税(種別割)納税通知書」を「自動車税納税通知書」に、「自動車税(種別割)は」を「自動車税は」に改める。

第136号様式中「自動車税(種別割)減免事由消滅申告書」を「自動車税減免事由消滅申告書」に改める。

第137号様式(1)中「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に、「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改める。

第137号様式(2)中「自動車税(種別割)納税証明書交付申請書」を「自動車税納税証明書交付申請書」に、「自動車税(種別割)について」を「自動車税について」に改める。

第137号様式(4)中「自動車税(種別割・環境性能割)領収済証」を「自動車税領収済証」に、「自動車税(種別割・環境性能割)について」を「自動車税について」

「自動車税環境性能割」
「□□, □□□, □00円」

に、自動車税種別割 を 自動車税 に改め、同様式の備考を削
「□, □□□, □00円
税額の合計」 「□, □□□, □00円」

る。

を

コ	自動車税課税台帳	第2号様式の5
サ	鉦区税課税台帳	第2号様式の6

に改め、同表(4)の項中

ケ	自動車税（環境性能割）徴収簿	第5号様式の2
コ	自動車税（種別割）徴収簿	第5号様式の2
サ	鉦区税徴収簿	第5号様式の2
シ	狩猟税徴収簿	第5号様式の2
ス	納税証明書交付手数料徴収簿	第3号様式の19
セ	免税軽油使用者証交付手数料徴収簿	第5号様式の3の2

を

ケ	自動車税徴収簿	第5号様式の2
コ	鉦区税徴収簿	第5号様式の2
サ	狩猟税徴収簿	第5号様式の2
シ	納税証明書交付手数料徴収簿	第3号様式の19
ス	免税軽油使用者証交付手数料徴収簿	第5号様式の3の2

に改める。

第5条第1項中「並びに申告納付に係る自動車税の環境性能割（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第164条第2項の規定による徴収猶予の場合を除く。）」を削る。

第6条第2項の表中(9)の項を削り、同表(10)の項中「の種別割」を削り、「自動車税（種別割）決定決議書兼調定伺書」を「自動車税決定決議書兼調定伺書」に改め、同項を同表(9)の項とし、同表中(11)の項を(10)の項とし、(12)の項から(17)の項までを1項ずつ繰り上げる。

第6条の2第1項中「並びに申告納付に係る自動車税の環境性能割（法第164条第2項の規定による徴収猶予の場合を除く。）」を削り、同条第3項中「法」を「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」に改める。

第6条の3の表中(4)の項を削り、同表(5)の項中「自動車税（種別割）月報」を「自動車税月報」に改め、同項を同表(4)の項とし、同表中(6)の項を(5)の項とする。

第14条の7中「第137条第3号」を「第137条」に改める。

第19条中「、条例第93条の5第2項の規定により還付すべき県たばこ税又は法第164条第6項の規定により還付すべき自動車税の環境性能割」を「又は条例第93条の5第2項の規定により還付すべき県たばこ税」に改め、「、法第165条第2項」及び「自動車税の環境性能割額、」を削る。

第36条第1項中「、第144条の29第1項若しくは第164条第2項」を「若しくは第144条の29第1項」に、「、軽油引取税に係る徴収金若しくは自動車税の環境性能割に係る徴収金」を「若しくは軽油引取税に係る徴収金」に改め、同条第2項中「、第164条第4項」を削り、「、軽油引取税に係る徴収金又は自動車税の環境性能割に係る徴収金」を「又は軽油引取税に係る徴収金」に改める。

第38条の3中「、第138条の10第1項」を削る。

第39条中「法第170条第2項、法第177条の18第3項」を「法第165条第3項」に改め、「、法第169条第3項」を削る。

第2号様式の4の3を削る。

第2号様式の5中「自動車税（種別割）課税台帳」を「自動車税課税台帳」に改める。

第3号様式の9の5から第3号様式の9の6までを削る。

第3号様式の10(1)中「自動車税（種別割）決定決議書兼調定伺」を

「自動車税決定決議書兼調定伺」に改める。

第3号様式の10(2)中「自動車税（種別割）調定額増減一覧表^{普通徴収}_{証紙徴収}」を

「自動車税調定額増減一覧表^{普通徴収}_{証紙徴収}」に改める。

第3号様式の10(3)中「自動車税（種別割）納税者別内訳書」を

「自動車税納税者別内訳書」に改める。

第3号様式の16(3)中「自動車税（種別割）督促状発付一覧表」を「自動車税督促状発付一覧表」に改める。

第3号様式の17中

自動車税環境性能割	
自動車税種別割	

を

自動車税	
------	--

に改める。

第7号様式(1)備考以外の部分を次のように改める。

第7号様式の2備考以外の部分を次のように改める。

第7号様式の4を次のように改める。

第7号様式の4 削除

第7号様式の4付表1から第7号様式の4付表4までを削る。

第7号様式の5中「年度 月分自動車税（種別割）月報」を

「 年度 月分自動車税月報 」に改める。

第7号様式の5付表中「年度 月分自動車税（種別割）月報付表」を

「 年度 月分自動車税月報付表 」に改める。

第7号様式の9(2)備考以外の部分を次のように改める。

第7号様式の20中

自 動 車 税 環 境 性 能 割	今回分								
	累 計								
自 動 車 税 種 別 割	今回分								
	累 計								

を

自 動 車 税	今回分								
	累 計								

に改める。

第30号様式(4)を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、この訓令による改正後の富山県税事務取扱規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この訓令による改正前の富山県税事務取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)

